

出入国在留管理庁からのお知らせ

再入国の許可（みなし再入国許可を含む。）により 出国しようとする外国人の方へ

令和2（2020）年8月28日の新型コロナウイルス感染症対策本部公表等に基づき、同年8月30日以降に日本から出国した場合、再入国の許可（みなし再入国許可を含む。）を受けている方であっても、日本への上陸の申請日前14日以内に、以下の国・地域での滞在歴がある場合、当分の間、原則として、上陸は認められません（特別永住者の方を除く。）（注1）。

（注1） 本年9月1日以降、出入国在留管理庁が交付する受理書を所持して出国する方
を除きます。

（注2） 細字の国・地域については、同年8月29日以前に同措置が適用されています。

アジア

インド、インドネシア、シンガポール、タイ、韓国、台湾、中国（香港及びマカオを含む。）
ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、**ブータン**、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、モルディブ

大洋州

オーストラリア、ニュージーランド

北米

カナダ、アメリカ

中南米

アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、
グレバダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、
セントビンセント及びグレナディーン諸島、チリ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、**トリニダード・トバゴ**、ニカラグア、
ハイチ、パナマ、**パナマ**、パラグアイ、バルバドス、ブラジル、ベネズエラ、**ベリーズ**、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ

欧州

アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、
ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア、
キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、サンマリノ、ジョージア、スイス、
スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、
ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、
ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルトバ、
モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア

中東

アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イスラエル、イラク、イラン、オマーン、
カタール、クウェート、サウジアラビア、トルコ、バーレーン、パレスチナ、レバノン

アフリカ

アルジェリア、エジプト、エスワティニ、**エチオピア**、ガーナ、カーボベルデ、ガボン、カメルーン、**ガンビア**、ギニア、
ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、
ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、**ジンバブエ**、スーダン、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、中央アフリカ、
チュニジア、**ナイジェリア**、ナミビア、ボツワナ、マダガスカル、**マラウイ**、南アフリカ、**南スーダン**、
モーリシャス、モーリタニア、モロッコ、リビア、リベリア、**ルワンダ**、**レソト**

問合せ先：出入国在留管理庁 03-3580-4111（法務省代表）